



## 目 次

I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報 .....	- 2 -
1. 専利出願、登録件数 .....	- 2 -
2. 企業別特許登録件数トップ 10 .....	- 4 -
3. 不服審判、無効審判状況 .....	- 4 -
4. 商標出願・登録件数 .....	- 4 -
5. 「知的財産権強国建設綱要（2021-2035）」が発表 .....	- 5 -
II、直近 1 年間の注目判例の紹介・解説 .....	- 6 -
最高人民法院知的財産法廷が「バニリン」営業秘密侵害紛争事件を結審、人民元 1 億 5900 万元の賠償金を判定 .....	- 6 -
III、直近 1 年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報 .....	- 7 -
1. 中国専利法第 4 回改正法が 2021 年 6 月 1 日より施行 .....	- 7 -
2. RCEP 発効による知財制度及び運用への想定される影響 .....	- 8 -
3. 「種子法」の改正（2022 年 3 月 1 日施行） .....	- 9 -
IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報 .....	- 10 -
「データセキュリティ法」が制定、正式に施行 .....	- 10 -

## レポート

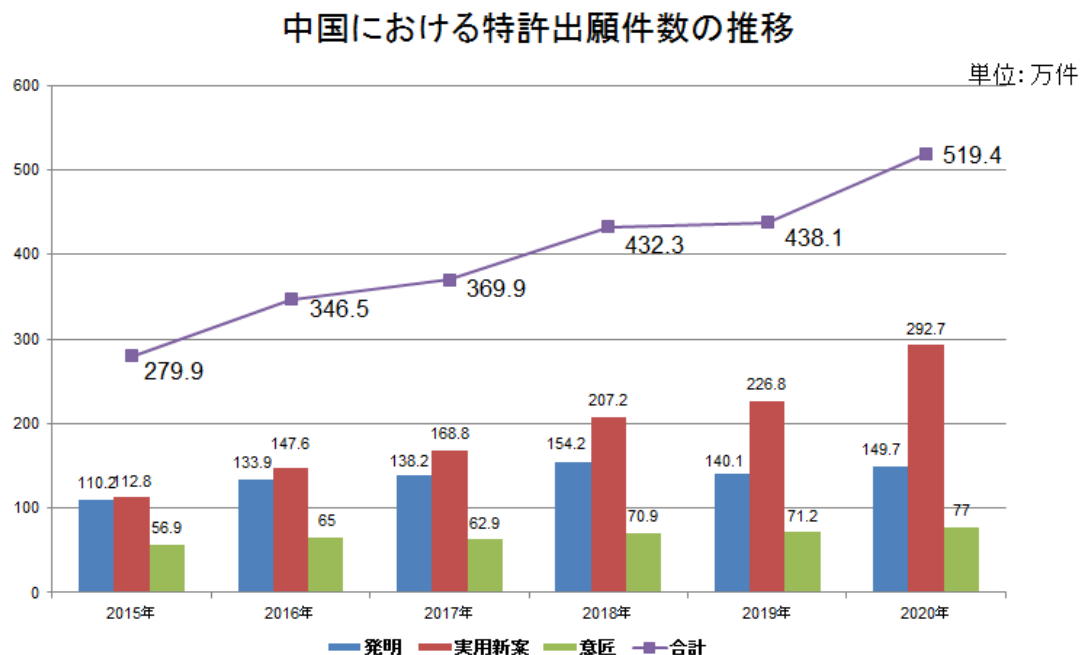
送付日付：2022年2月28日

本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1) 知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2) 直近1年間の注目判例の紹介・解説、3) 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報、4) その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報という4項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

### I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

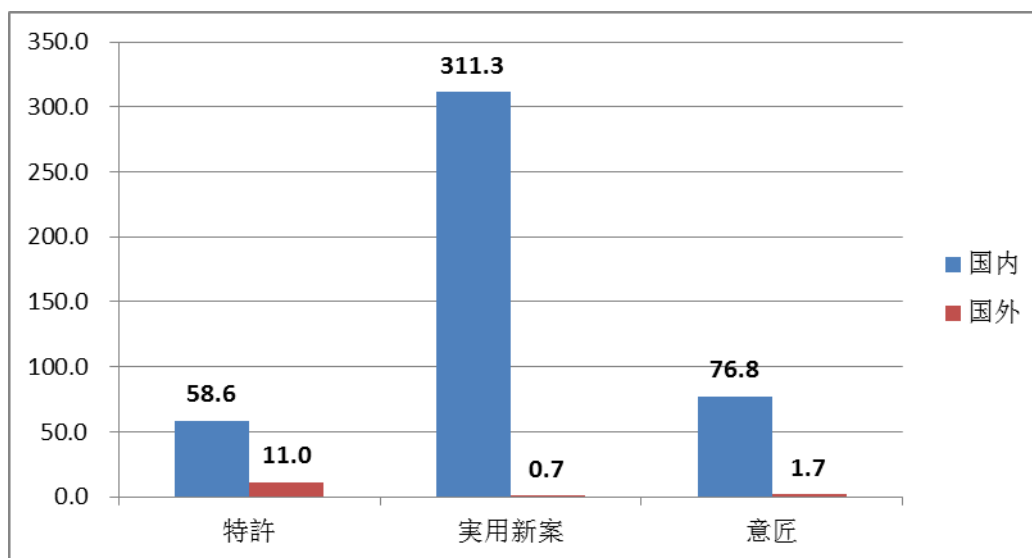
#### 1. 専利出願、登録件数

中国国家知識産権局の統計によれば、2015年～2020年の6年間の中国特許出願件数の推移は、以下のとおりである<sup>1</sup>。



2021年、中国における専利の登録件数は、以下のとおりである。そのうち、外国出願人による特許の登録件数は同期比23.0%増の11万件である。

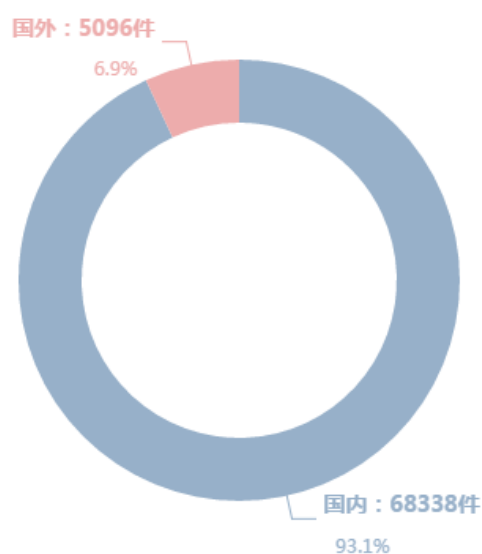
<sup>1</sup> 中国国家知識産権局は、現在、登録件数及び結審件数のみを発表している。



登録された特許のうち、職務発明は96.8%の67.4万件を占め、非職務発明は3.2%の2.2万件を占めている。

2021年末までに、有効特許件数は359.7万件である。そのうち、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効特許件数は270.4万件である。1万人あたりの高価値特許の保有件数は昨年より1.2件増の7.5件である。

2021年、PCT国際出願の受理件数は7.3万件である。そのうち、国内出願人によるPCT出願は93.1%の6.8万件であり、国外出願人によるPCT出願は6.9%の0.5万件である。



## 2. 企業別特許登録件数トップ 10

2021年、中国国内企業の特許登録件数トップ 10（香港、マカオ、台湾を除く）は以下の通りである。

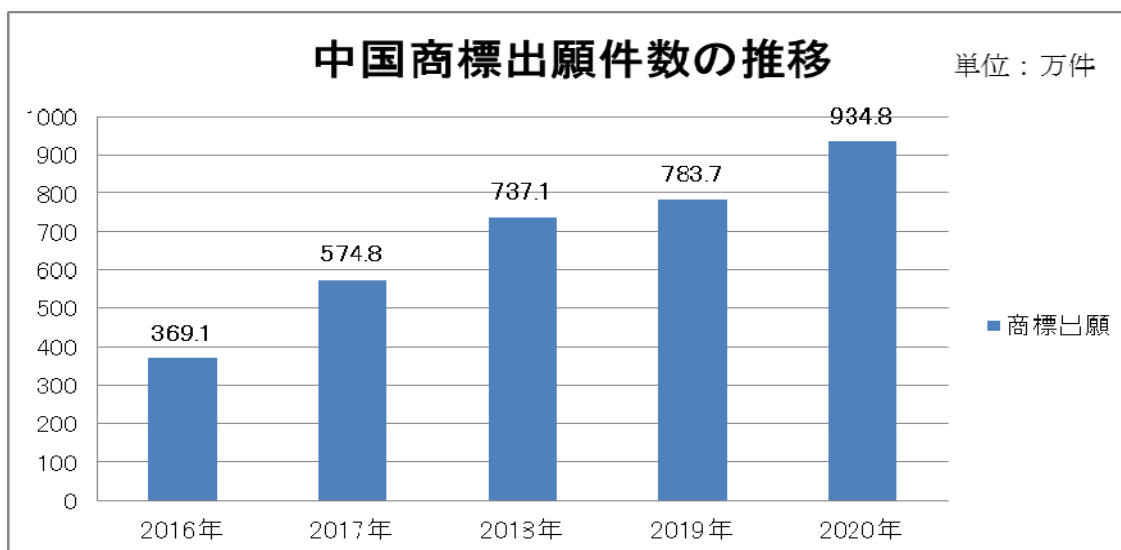
No.	企業名	登録件数
1	華為技術有限公司	7497
2	騰訊科技（深セン）有限公司	4536
3	OPPO広東移動通信有限公司	4179
4	京東方科技集团股份有限公司	3841
5	中国石油化工股份有限公司	3596
6	浙江大学	2985
7	国家電網有限公司	2936
8	維沃移動通信有限公司	2898
9	珠海格力電器股份有限公司	2880
10	清華大学	2743

## 3. 不服審判、無効審判状況

2021年の専利不服審判の結審事件は 5.4 万件であり、無効審判の結審件数は 0.71 万件である。

## 4. 商標出願・登録件数

2016年～2020年の商標出願件数の推移は以下の通りである。



2021年の中国における商標登録件数は同期比5.2%増の19.4万件である。2021年年末までに、中国における有効商標件数は3724.0万件である。そのうち、国内出願人による有効商標件数は94.9%の3532.3万件であり、国外出願人による有効商標件数は5.1%の191.7万件である。また、2021年、中国出願人によるマドプロ国際出願件数は5,928件である。

## 5. 「知的財産権強国建設綱要（2021-2035）」が発表

2021年9月22日に「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」（以下、「綱要」という）が発表された。「綱要」は、2008年6月に国務院が発表した「国家知的財産権戦略綱要」を13年ぶりに更新された中国知財政策の長期計画であり、最も重要なキーワードが「知財強国」である。

「綱要」は知財権強国建設の2つの目標を明確した。

(1)2025年までに、知的財産権強国の建設について、明らかな成果をあげ、定量的な指標は以下のとおりである。つまり、專利集約型産業の付加価値のGDPに占める比率は13に達し、版權産業の付加価値のGDPに占める比率は7.5に達し、知的財産権使用料の年間輸出入総額は3500億元に達し、万人当たりの高価値な發明專利的保有件数は12件に達する（上記の指標は全て期待指標である）。

(2)2035年までに、知的財産権の総合的競争力は世界トップレベルとなり、知的財産権制度は整備され、知的財産権はイノベーション、創業が盛んに発展するように促進し、社会全体の知的財産権に関する文化的な自覚の基本が形成され、様々な形で知的財産権のグローバル統治に参加する国際協力構造が全方位的に基本的に形成され、中国の特色ある、世界レベルの知的財産権強国は基本的に完成する。

また、「綱要」は、(1)社会主義現代化に向けた知的財産権制度の構築、(2)世界トップレベルのビジネス環境をサポートする知的財産権保護体制の構築、(3)イノベーションの発展を奨励する知的財産権市場運営メカニズムの構築、(4)国民に便宜と利益をもたらす知的財産権公共サービス体制の構築、(5)知的財産権の質の高い発展を促進する人的・文化的・社会的環境の

構築、(6) グローバル知的財産権ガバナンスへの深いレベルの参加という、知的財産権強国建設の6つの重点任務を明らかにした。

## II、直近1年間の注目判例の紹介・解説

### 最高人民法院知的財産法廷が「バニリン」営業秘密侵害紛争事件を結審、人民元1億5900万元の賠償金を判定<sup>2</sup>

2021年2月26日、最高人民法院は、中華化工社と王竜社との間の営業秘密侵害紛争事件を公開的に二審判決を言い渡し、被疑侵害者である王竜社に対し、営業秘密の権利者に人民元1億5900万元を支払うよう命じた。

2010年、中華化工社の元従業員は、王竜社からの支払いを受けた後、王竜社に「バニリン」営業秘密を開示した。王竜社は、同営業秘密を不法取得した後、2011年6月から実際の製造を開始した。実際の年間生産量は世界市場シェアの10%まで占め、中華化工社の市場シェアに深刻な影響を与えた。

2018年、中華化工社は、王竜社及び利害関係者等を浙江省高等人民法院に提訴し、被告に対し、侵害の停止、及び人民元5億200万元の賠償を請求した。一審法院は、侵害が成立したと判断し、侵害の停止、経済的損失300万元および合理的支出50万元を支払う判決を言い渡した。各当事者は、一審判決を不服とし、最高人民法院に上訴した。二審において、中華化工社は、損害賠償額を人民元1億7700万元（合理的支出を含む）に調整した。最終的に、最高人民法院は、各侵害者に対し、営業秘密の権利者に人民元1億5900万元（合理的支出の349万元を含む）を連帯して賠償するよう命じた。

#### 解説：

「バニリン」事件は、会社の元従業員が競合他社と共謀して会社の営業秘密を盗用して、会社の市場シェアを食い物にすることによって引き起こされた紛争事件であった。同事件は、今まで中国法院の言い渡した賠償額が一番高い営業秘密侵害事件である。

最高人民法院は、判決において、被告の侵害行為の性質と情状等の複数の要素を総合的に考慮し、販売利益に基づいてより高い損害賠償額を算出した。具体的な要素について、営業秘密の数が多くて価値が高いこと、侵害の手段が卑

<sup>2</sup> <http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1067.html> (2022年2月15日アクセス)

劣で長期間に続いたこと、侵害行為が世界市場に深刻な影響を与えたこと、侵害者が侵害を業とすること、侵害悪意が明らかであること、立証を妨害したこと、発効した侵害差止裁定書を執行しないこと等が挙げられる。

同時に、権利者が主張する損害賠償額は、2017 年末まで算定したものである。当時の法律では懲罰的賠償について規定されていなかったため、本件において懲罰的賠償を適用できなかった。しかし、最高人民法院は、権利者が 2018 年以降の継続的な侵害行為に対し、改めて各被告に権利行使できると指摘した。

### III、直近 1 年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報

#### 1. 中国専利法第 4 回改正法が 2021 年 6 月 1 日より施行<sup>3</sup>

中国専利法第 4 回改正法（以下「改正法」という）が 2021 年 6 月 1 日施行された。特許でも、懲罰的損害賠償制度が導入されるなど大きな動きがあるが、注目すべきは意匠制度である。

##### ➤ 部分意匠制度導入

意匠の定義に製品の「一部」のデザインが追加されることにより、部分意匠制度が導入された。意匠類否の判断原則は「全体的に観察し、総合的に判断する」ことであるため、製品の全体意匠は容易に回避される。「部分意匠」の導入により権利行使が容易になり、権利者利益への保護の強化が期待される。

##### ➤ 意匠保護期間の延長（出願日から 15 年）

ハーグ協定の要求を満たすために、意匠権の保護期間を 10 年から 15 年に引き伸ばした。なお、起算日は「出願日」であることに注意が必要である。

##### ➤ 意匠権における国内優先権の導入（中国における最初の出願日から 6 か月以内）

旧法では、意匠出願についてはパリ優先権が主張できるのに対し国内優先権を主張することができないため、中国出願人と外国出願人との不平等が生じていた。改正法では、中国で最初に出願した日から 6 か月以内であれば意匠出願についても国内優先権を主張できるようになり、国外優先権と国内優先権のバランスを取れる。

上記のほか、下記 2 点にもご留意いただきたい。

<sup>3</sup> [https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art\\_2197\\_155169.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_2197_155169.html) (2022 年 2 月 15 日アクセス)

➤ **優先権証明書の提出期限緩和（特実の提出期限は最初の出願日から 16 カ月以内）**

旧法では、特許又は実用新案に関しても出願から 3 か月以内に優先権証明書を提出しなければならないが、改正法では、最初の出願日（即ち優先日）から 16 か月以内に提出すればよいとした。

➤ **専利権侵害と補償金請求権にかかる消滅時効の延長**

改正法の 74 条は専利権侵害に基づく損害賠償請求権と補償金請求権の消滅時効を規定する。2012 年の民事訴訟法の改正に伴い、一般的な消滅時効は 2 年から 3 年に引き伸ばされたので、改正法は、上記期間を新しい民事訴訟法に一致させるべく消滅時効を 3 年と規定した。また、起算日は侵害人を知り又は知り得たことを条件とした。

## **2. RCEP 発効による知財制度及び運用への想定される影響<sup>4</sup>**

2022 年 1 月 1 日、アジア太平洋地域初のメガ EPA（経済連携協定）である、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）が発効した。RCEP において知的財産分野は重要な位置づけとされている。知的財産章は、地域における知的財産権の保護と行使（エンフォースメント）に関する均衡のとれたかつ包括的なアプローチを定めている。その具体的内容は著作権、商標、地理標識、専利（発明、実用新案を含む）、意匠、遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承、不正競争防止、知的財産権法執行、協力、透明度、技術支援などの広範な分野をカバーし、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）の水準を上回る知的財産権の保護を定めており、特に一括して知的財産権を取得可能とするルールや、手続の簡素化・透明化等の取り決めを規定し、各締約国に知的財産の確実な保護を求めている。今回の RCEP 署名により、具体的な知的財産権の条項が ASEAN 市場に適用されれば、その地域に進出しているか、または進出する予定である企業の知財権を効果的に保護できるようになると見込んでいる。

2022 年 1 月 26 日、中国商務省など政府 6 部門は「RCEP 協定の高品質実施に関する指導意見」を発表した。RCEP の発効を契機と捉え、地方経済の高品質な発展や貿易・投資の拡大、国際提携を通じた産業高度化などを図る。知財面では、今後、RCEP の知的財産権の規則に基づく、国内の知的財産権保護体

---

<sup>4</sup> [https://mp.weixin.qq.com/s/Kllk5mNcbvLQ-Pd\\_fephA](https://mp.weixin.qq.com/s/Kllk5mNcbvLQ-Pd_fephA) (2022 年 2 月 15 アクセス)



系の完備、法執行の強化、海賊版、模倣などの侵害行為の取り締まり、行政法執行、司法保護、社会の共同管理の連動、クロスボーダーの電子商取引保護のガイドラインの研究・制定と、知的財産権の公共サービスの提供及び海外知的財産権への対応と権利行使への援助の強化に関する一連の措置が講じられることが予想される。知的財産ルールの共通化により、中国企業の海外への進出や日本企業の中国への進出が一層促進されることが期待できる。

### 3. 「種子法」の改正（2022年3月1日施行）<sup>5</sup>

中国政府は、第13回全人代常務委員会第32回会議で「中華人民共和国種子法（种子法）」の改正を審議し、2021年12月24日に承認した。2022年3月1日より施行される。

種子法は日本での種苗法に対応するものである。今回の法改正は種子産業の知的財産権保護に焦点を当て、主に4つの方面の内容に関連している。

第一、植物新品種権の保護範囲と保護段階を拡大する。改正「種子法」第28条は植物新品種権の保護範囲を登録された品種の繁殖材料から収穫材料までに拡張し、保護段階を生産、繁殖、販売から生産、繁殖及び繁殖のための処理、販売の申出、販売、輸入、輸出及び上記行為を実施するための貯蔵に拡大した。

第二、本質的派生品種制度(EDV)を確立し、拡張保護を実施する。改正「種子法」第28条、第90条は本質的派生品種の確立を提出し、本質的派生品種の定義を明確にした。本質的派生品種を商業目的のために利用した場合、原品種の植物新品種権所有者の同意を得なければならないことが規定されている。

第三、植物新品種権者の利益共有のルートを明確にする。改正「種子法」は、「植物新品種権所有者は、植物新品種権を第三者に実施許諾し、契約の約定に従って使用許諾料を徴収することができる。使用許諾料は固定価格、販売収益の手数料などの方法で徴収することができる。」と規定している。この規定は原則的であり、具体的には平等互惠、協議一致、等価有償などの原則に基づいて、各当事者が協議を通じて権利義務を明確にする必要がある。

第四、権利侵害の処罰や賠償と行政処罰制度を完備する。植物の新品種権侵害行為に対する抑止力を高めるため、懲罰的賠償額の倍数上限を3倍から5倍

<sup>5</sup> <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/6605a0a463ef4b5096763d35f9dbc2a0.shtml> (2022年2月15日アクセス)

に引き上げた。法定賠償額の上限を 300 万元から 500 万元に引き上げる。偽の、粗悪の種子を生産経営する行為に対して行政処罰を強化した。

そのほか、育種の革新をさらに奨励するため、改正「種子法」第 1 条、第 9 条、第 12 条、第 63 条は、種業の科学技術研究を強化し、稀、絶滅危惧、特有資源と特色のある地方の品種を重点的に収集し、主要な食糧作物、重要な経済作物の育種研究に取り組み、育種科学研究施設の用地の合理的な需要などを保障することを指摘した。改革を深化させるため、改正「種子法」第 11 条、第 31 条は生殖質資源を提供したり、国外機構、個人と協力して生殖質資源を研究利用したり、種子の輸出入業務に従事したりする審査・認可手続きをさらに簡素化した。種子の検査検疫を強化するため、第 76 条は種子生産、特に果樹種苗の生産検査、検疫の管理について法律責任を明確にした。

#### IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

##### 「データセキュリティ法」が制定、正式に施行<sup>6</sup>

2021 年 6 月 10 日、全人代第 13 回常務委員会第 29 回会議で「中華人民共和国データセキュリティ法」が可決された。「データセキュリティ法」は計 7 章、55 条からなる。同法は、データセキュリティの分野における顕著な問題に焦点を当て、データ分類保護制度を確立し、データセキュリティリスク評価、ウォーキングと早期アラーム、緊急対応、およびデータセキュリティレビュー等の基本制度を確立し、かかる利用者のデータセキュリティ保護義務を明確にした。同法は 2021 年 9 月 1 日に施行された。

「データセキュリティ法」は、データセキュリティ分野の基本法であり、国家安全保障法制度の一部として、「国家安全法」（2015 年）と「サイバーセキュリティ法」（2016 年）の続きである。同法は、主にデータのマクロレベルでのセキュリティに焦点を当てる。経済のグローバル化、技術交流、リソース共有等の国際協力におけるデータの越境流通のリスクに対処できるように、同法において、中国以外で行われるデータ処理活動についても規定している。中国の国家安全、公衆利益、または国民や組織の正当なデータに関する権利が損なわれている限り、相応する法的責任を負うものとする。また、「データセキュリティ法」において、データ分類保護制度を確立し、データの重要性和漏洩後の危害の程度がデータ分類の根拠となっている。

<sup>6</sup> [http://www.xinhuanet.com/2021-06/11/c\\_1127552204.htm](http://www.xinhuanet.com/2021-06/11/c_1127552204.htm) (2022 年 2 月 16 日アクセス)

「データセキュリティ法」の公布は、ビッグデータや人工知能などの産業の急速な発展の必然的な結果である。同法は、国内のデータアプリケーション業界と市場全体に新しい行動規範を策定し、参入基準を設定し、データアプリケーションとトランザクションの標準化を促進し、データセキュリティ保護に重要視させた。その同時に、同法は、「不正競争禁止法」等の法律法規と一致され、データの違法取得、競争の排除または制限、または正当な権利と利益を損なうためのデータ処理活動の実施を明確に禁止する。具体的な適用効果を判断するには時期尚早で更なる注目が必要である。

以上